

公園事業取扱方針変更前後表

変更前			変更後		
事業の種類	地区	取扱方針	事業の種類	地区	取扱方針
道路 (車道)	日暮滝線、白河田島線、甲子温泉線、那須甲子線	<p>①基本方針</p> <p>(1) 安全性に配慮した上で、地形改変が少ない線形とし、自然環境の保全に配慮するものとする。</p> <p>(2) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とする。ただし、展望の優れた箇所では、風致及び自然環境の保全上著しい支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 歩行者の多い区間については、風致上支障のない範囲内で歩道の併設を検討するものとする。</p> <p>②法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、修景緑化するものとする。</p> <p>(2) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロックその他風致に配慮した擁壁を用いるものとする。</p>	道路 (車道)	全域	<p>①基本方針</p> <p>(1) 風致景観及び自然環境の保全に十分配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形改変を生じないように配慮する。</p> <p>(2) 快適な公園利用を図るために車道からの眺望に留意したルート選定を行うとともに交通安全に留意する。</p> <p>(3) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とするとともに、修景を行う等必要な措置をとる。ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図る。</p> <p>(4) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮する。</p> <p>(5) 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</p> <p>②法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、3 (2) 2) 修景緑化指針を参考に原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景緑化されるものであること。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した</p>

	<p>る。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするものとする。</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとする。</p> <p>③残土処理方法</p> <p>残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合であって、次の要件に適合する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であるものとする。</p> <p>(2) 土砂が流出及び崩壊しないような処置が十分に講じられるものとする。</p> <p>(3) 処理跡地は、原則として修景緑化をするものとする。</p> <p>④修景緑化</p> <p>(1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。</p> <p>(2) 工事に伴い裸地化した場所には、岩盤等緑化が不可能な場合を除き、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>(3) 廃道敷は、舗装を撤去し、必要性に応じて客土の上、当該地域に生育する植物と同種の植物により修</p>		<p>材料を用いたものであること。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、使用資材に顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>(3) モルタル吹き付け又は法枠工については、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、使用資材に顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>③残土処理方法</p> <p>残土は原則として公園区域外に搬出し適切に処理するものとする。ただし、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合は、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。</p> <p>(2) 土砂が流出及び崩壊しないような措置が十分に講じられたものであること。</p> <p>(3) 処理跡地は、3(2)2)修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>(1) 支障木で移植可能なものについては、できる限り移植するものであること。</p> <p>(2) 工事に伴い裸地化した場所は、3(2)2)修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>(3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、3(2)2)修</p>
--	---	--	--

	<p>景のための緑化を行うものとする。</p> <p>ただし、付帯園地などとして利用しても風致上の支障がない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>⑤付帯施設の取扱い</p> <p>(1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル（ガードロープ）とし、ポールの色はコゲ茶色に塗色するか、又は全体をコゲ茶色又は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む）とする。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等の金属部分の色については、コゲ茶色又は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む）とする。</p> <p>(3) 駐車場については、風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を整備するものとする。</p> <p>(4) 道路付帯園地</p> <p>ア 基本方針</p> <p>樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備予備管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>イ 付帯施設</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。</p>		<p>景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤付帯施設の取扱い</p> <p>安全を確保する上で必要最小限の規模に留め、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 交通安全柵は、極力利用者の視線を遮らないものとし、原則としてポールの色を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたガードケーブル（ガードロープ）等であること。</p> <p>やむを得ずガードレール又はガードパイプを使用する場合には、全体を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたものであるか、ガードレールの谷側を焦げ茶色にしたものであること。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色については、原則として焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>(3) 駐車場、公衆便所、案内所等のその他付帯施設については、必要最小限の規模に留め、周辺の風致景観に調和した施設とし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p>
--	---	--	--

		<p>る。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(i) 建築物</p> <p>新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとす。ただし、次の(ア)及び(イ)については、水平投影面積 10 m²以下の燃料倉庫、物置、車庫等特殊な用途の建築物、その他小規模な付帯施設及び既存建築物の増改築であつて、勾配屋根とすることが構造的に困難である場合、周囲へ雪を落とすことができない場合等にあつては適用しない。</p> <p>(ア) 最後部の高さ(避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ、以下同じ。)は 13m 以下とする。</p> <p>(イ) 屋根は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。勾配は 10 分の 2 以上とする。色彩はコゲ茶色とする。ただし、銅版又は黒灰色の和瓦を用いる場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>(ウ) 壁面は努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩はクリーム色、ベージュ色、茶色、白色又は灰色とする。</p>			<p>(1) 建築物(展望施設等の特殊な形態のものは除く。)</p> <p>ア 規模</p> <p>最高部の高さ(避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。)が 13 m以下であること。</p> <p>イ 屋根</p> <p>(ア)形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。</p> <p>(イ)勾配は 10 分の 2 以上であること。</p> <p>(ウ)色彩は黒又は焦げ茶色であること。</p> <p>ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>ウ 壁面</p> <p>木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩</p>
--	--	--	--	--	--

		<p>(ii) 標識類 園地全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に配置するものとする。</p> <p>(iii) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>ウ 管理運営 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。</p> <p>危険個所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。</p> <p>クズカゴ、吸い殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。</p> <p>展望台の展望方向は、良好な展望を確保するため、密な樹木の保存は避けるものとする。</p>			は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。
道路 (歩道)	日暮滝鏡ヶ沼大峠線、雪割橋線、那須連山主脈縦走	<p>①基本方針 山岳登山ルートにあつては、特に高山植物帯等の保護及び利用者の安全に配慮しつつ、登山道として適切な工法、規模、構造により整備するものとする。</p> <p>それ以外のルートにあつては、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿</p>	道路 (歩道)	全域	<p>①基本方針 (1) 山岳登山ルートである湯元日光沢線、中宮祠野門線及び女夫淵尾瀬沼線については、高山植生等の保護及び利用者の安全に配慮した施設とする。</p> <p>また、探勝歩道である鬼怒川鶏頂山線については、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興</p>

<p>線、甲子山線、新甲子赤面山線、赤面山線</p>	<p>線の自然に親しみ、自然を学習ルートとする。</p> <p>なお、ルートは雨水等による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう設定するとともに、排水溝の設置等必要な処置をとるものとする。</p> <p>②付帯施設</p> <p>付帯施設は、必要最小限の規模に留めるものとするが、設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p>				<p>味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習するルートとするとともに、利用者の安全に配慮した施設とする。</p> <p>(2) 雨水による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備するものとし、木道、立入防止柵及び排水溝の設置等必要な措置をとる。</p> <p>(3) 既に浸食等により荒廃が生じている区間については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策をとる。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留め、休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等を設置する場合には、周辺の風致景観に調和した施設とし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。）</p> <p>ア 規模</p> <p>最高部の高さ（避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。）が13m以下であること。</p> <p>イ 屋根</p> <p>(ア)形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。</p> <p>(イ)勾配は10分の2以上であること。</p> <p>(ウ)色彩は黒又は焦げ茶色であること。</p> <p>ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>ウ 壁面</p> <p>木材や石材等の自然材料を多用した重厚味の</p>
----------------------------	--	--	--	--	--

		<p>③管理</p> <p>(1) 管理体制を明確にするとともに、危険箇所の点検、補修、草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) クズカゴ、吸殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <p>(3) 山岳地域に設置した標識類は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮したものとする。また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。</p>			<p>ある落ちついたものであること。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p>
園地	雨沼、観音沼、日暮滝、甲子温泉、新甲子、高清水、赤面山	<p>ア 基本方針</p> <p>樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備予備管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>イ 付帯施設</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p>	園地	全域	<p>①基本方針</p> <p>樹林地、展望地等各地区の特性に応じて、現地形を生かし、自然環境に十分配慮した施設として施設の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留め、休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等を設置する場合には、周辺の風致景観に調和した施設とし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 建築物(展望施設等の特殊な形態のものは除く。)</p>

		<p>(i) 建築物 新築、改築又は増築は次の要件に適合したものと する。ただし、次の(ア)及び(イ)については、 水平投影面積 10 m²以下の燃料倉庫、物置、車庫等 特殊な用途の建築物、その他小規模な付帯施設及び 既存建築物の増改築であって、勾配屋根とすること が構造的に困難である場合、周囲へ雪を落とすこと ができない場合等にあっては適用しない。</p> <p>(ア) 最後部の高さ(避雷針、煙突及びアンテナ等を 除いて算定した建築物の高さ、以下同じ。)は 13m 以下とする。</p> <p>(イ) 屋根は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾 配屋根とする。勾配は 10 分の 2 以上とする。色 彩はコゲ茶色とする。ただし、銅版又は黒灰色 の和瓦を用いる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>(ウ) 壁面は努めて自然材料を多用して、重厚味のある 落ちついたものとする。また、自然材料以外 の材料を用いる場合の色彩はクリーム色、ベ ージュ色、茶色、白色又は灰色とする。</p> <p>(ii) 標識類 園地全体として統一のとれたデザインとし、自然 に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切 に配置するものとする。</p> <p>(iii) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見 合った規模を確保するものとする。</p>			<p>ア 規模 最高部の高さ(避雷針、煙突及びアンテナ等を 除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。)が 13 m 以下であること。</p> <p>イ 屋根 (ア)形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配 屋根であること。 (イ)勾配は 10 分の 2 以上であること。 (ウ)色彩は黒又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場 合にあってはこの限りでない。</p> <p>ウ 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある 落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩 は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又 は灰色であること。</p> <p>(2) 標識類 全体として統一のとれたデザインとし、自然に対 する理解を深め、利用の効果を高めるために必要な 解説板等を適切に設置したものであること。</p> <p>(3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に 見合った規模を確保したものであること。</p> <p>③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理 計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう 努めるものであること。 (2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所に</p>
--	--	---	--	--	---

					<p>は、防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全の確保及び自然環境の保全を図ること。</p> <p>(3) クズカゴ、吸い殻入れは、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り運動を推進するとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的を実施すること。</p> <p>(4) 展望台においては、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図ること。</p>
<p>宿舎</p>	<p>甲子温泉、新甲子、高清水、赤面</p>	<p>①基本方針</p> <p>各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を風致の調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>なお、事業の対象とする宿舎は、事業決定された区域内の宿泊の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもので、宿泊定員 30 名以上のものとし、次の要件に適合したものとする。</p> <p>②規模</p> <p>(1) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り話すものとする。</p> <p>(2) 最後部の高さは 13m 以下とし、3 階建て以下とする。</p> <p>(3) 建ぺい率は 40%以下とする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>次の要件に適合したものとする。ただし、次の(1)ア及びイについては、水平投影面積 10 m²以下の燃</p>	<p>宿舎</p>	<p>共通事項</p>	<p>①基本方針</p> <p>各地域の利用形態に対応し、自然景観及び歴史的景観との調和に配慮した快適な利用を促進する宿泊施設とする。</p> <p>なお、事業の対象とする宿舎は、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもので、宿泊定員 30 名以上のものとする。</p> <p>②位置・規模</p> <p>次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り後退したものであること。</p> <p>(2) 建築物の最高部の高さ等は地区ごとの要件によること。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>次の要件に適合したものとする。</p>

		<p>料倉庫、物置、車庫等特殊な用途の建築物、その他小規模な付帯施設及び既存建築物の増改築であつて、勾配屋根とすることが構造的に困難である場合、周囲への雪を落とすことができない場合等にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 屋根</p> <p>ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>イ 勾配は 10 分の 2 以上とする。</p> <p>ウ 色彩はコゲ茶色とする。</p> <p>ただし、銅版又は黒灰色の和瓦を用いる場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面</p> <p>努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム色、ベージュ色、茶色、白色又は灰色とする。</p> <p>④付帯施設</p> <p>(1) 駐車場は、風致上支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものとする。</p> <p>(2) 敷地境界に設けられる遮蔽物</p> <p>原則として設けないものとし、隣接施設や道路からの視線を遮断する必要がある場合等やむを得ず</p>			<p>(1) 屋根</p> <p>ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。</p> <p>イ 勾配は 10 分の 2 以上であること。</p> <p>ウ 色彩は黒又は焦げ茶色であること。</p> <p>ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であつて既存部分と同色にする場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面</p> <p>できる限り木材や石材等の自然材料を多用した、重厚味のある落ちついたものであること。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>④附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 駐車場は、原則として風致上の支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものであること。</p> <p>(2) テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和 57 年 5 月 7 日環自保第 138 号）に適合するものであること。</p> <p>(3) 敷地境界線に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設置しないものとし、やむを得ず設置する場合には、生け垣等風致に配慮したものであること。</p>
--	--	--	--	--	--

	<p>設けなければならない場合には、生垣、板塀等風致に配慮した遮蔽物を用いるものとする。</p> <p>(3) 広告物は、建築物等に掲出又は表示する場合は、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ア できるだけ建築物下部に設置するものとする。</p> <p>イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料を用いる。</p> <p>ウ 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、コゲ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色又は黒色とする。</p> <p>エ 照明を用いる場合は、白色のスポットライトを使用した外部からの証明とし、動光又は点滅を伴わないものとする。</p> <p>オ 蛍光塗料のバーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものとする。</p> <p>(4) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロックその他風致に配慮した擁壁を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするものとする。</p> <p>⑤修景緑化</p>		<p>(4) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとし、スポンサー名付きの店名表示は原則として行わないこと。</p> <p>ア 広告物は、できる限り建築物下部に設置したものであること。</p> <p>イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料であること。</p> <p>ウ 色彩は、木材、石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とすること。</p> <p>エ 文字は原色を避け、原則として白色及び黒色であること。</p> <p>オ 照明を用いる場合にあっては、原則として光源は白色系とし、動光又は点滅を伴わないものであること。</p> <p>(5) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景觀に配慮した材料を用いたものであること。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするとともに、使用資材に顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p> <p>(6) 汚水浄化施設を設置する場合には、できる限り放流水質が良いものであること。</p> <p>⑤修景緑化方法</p>
--	--	--	--

	<p>(1) 工事に伴う支障木の伐採は、必要最小限とする。</p> <p>(2) 敷地の道路側及び建築物の正面には修景のため高木性樹種により植栽を行うものとする。</p> <p>⑥管理運営 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p> <p>⑦その他 敷地の造営については、現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。</p>			<p>自然植生はできる限り残すものとし、敷地内（特に建築物の正面及び道路との間）には、3（2）2）修景緑化指針を参考に、必要に応じて修景のための植栽を行うものであること。</p> <p>⑥管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものであること。</p> <p>⑦その他 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮したものであること。</p>
	記載なし		鬼怒川宿舎 川治温泉宿舎	<p>①位置・規模 原則として、共通事項②によるが、建築物の最高部の高さ（塔屋を除いた最低地盤面から最高部まで）は50m以下であること。</p> <p>ただし、同一敷地内の地盤に高低差があり、それぞれの地盤上の施設が渡り廊下で接続されていて、2棟以上に分かれるものについては、それぞれの地盤上の施設ごとに高さを測定するものとする。</p> <p>②デザイン、色彩、材料 原則として、共通事項③によるが、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合には屋根に似せたパラペットを設ける等、見かけ上屋根をもったものと見なせるような形態とすること。</p>
	記載なし		湯西川宿舎	<p>①位置・規模 原則として、共通事項②によるが、建築物の最高部の高さ（塔屋を含む）は25m以下であること。</p> <p>ただし、地盤が主要道路（五十里湖黒部線道路）から下がっている場合は、主要道路面から25m以下かつ</p>

					最低地盤面から 30m以下であること。
		記載なし		川俣温泉 宿舎	<p>①位置・規模</p> <p>原則として、共通事項②によるが、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 壁面が主要道路（川治女夫湊温泉線道路及び逆川川俣線道路）の路肩より 10m以上後退できない場合軒高は 13m以下かつ3階建て以下であること。</p> <p>(2) 壁面が主要道路の路肩より 10m以上後退する場合高さ（塔屋を含む）は 30m以下であること。</p> <p>ただし、地盤が主要道路面より下がっており、主要道路面より測定して軒高が 13m以下の場合はこの限りでない。</p> <p>②デザイン、色彩、材料</p> <p>原則として共通事項③によるが、屋根の形状を勾配屋根とすることができない場合に、主要道路路肩より 10m以上離れた部分について、屋根全体がパラペット等の見かけ上の屋根で、陸屋根部分が屋根相当部分の全体面積の 30%以下である場合については、この限りでない。</p>
		記載なし		女夫湊温泉 宿舎	<p>①位置・規模</p> <p>原則として、共通事項②によるが、建築物の最高部の高さ（塔屋を含む）は 25m以下であること。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>共通事項⑤と同様とする。</p> <p>なお、植栽に際しては現地に生育する植物と同じ樹種を用いるものであること</p>
		記載なし		奥鬼怒温泉 宿舎	<p>①規模</p> <p>共通事項②と同様とする。</p>

				舎	<p>なお、建築物の規模は次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 敷地内の既存建築物の高さが15m以下、かつ3階建て以下である場合</p> <p>ア 宿泊施設の建築面積の総計(渡り廊下の面積は除く。)は、1,000 m²、又は既存の規模を超えないものであること。</p> <p>イ 高さ(塔屋を含む)は、地盤が女夫瀨尾瀨沼線歩道から下がっている場合においては、歩道面からの高さが15m以下で、かつ最低地盤面からの高さが20m以下であること。</p> <p>(2) 敷地内の既存建築物の高さが10m以下、かつ2階建て以下である場合</p> <p>ア 宿泊施設の建築面積の総計(渡り廊下の面積は除く。)は、1,500 m²を超えないものであること。</p> <p>イ 高さ(塔屋を含む)は、地盤が女夫瀨尾瀨沼線歩道から下がっている場合においては、歩道面からの高さが10m以下で、かつ最低地盤面からの高さが13m以下であること。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 共通事項④(2)～(6)と同様とする。</p> <p>③ 修景緑化方法 共通事項⑤と同様とする。</p> <p>なお、植栽に際しては現地に生育する植物と同じ樹種を用いるものであること。</p>
避難小屋	坊主沼	①基本方針 登山利用者の安全及び風致との調和に配慮し、整備するものとする。	避難小屋	全域	①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮した施設とする。

		<p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件を配慮するものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 (1) 屋根は、切妻等の勾配屋根とし、その色彩は、黒色又はコゲ茶色とする。 (2) 壁面は、努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム色、ベージュ色、茶色、白色又は灰色とする。</p> <p>④管理 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。</p>			<p>なお、維持管理が可能な範囲でトイレの設置を検討する。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 前記4 宿舎、共通事項③と同様とする。ただし、視認しやすくするために必要性が高いと認められる場合には赤茶色の屋根も許容する。</p> <p>④管理方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めること。</p>
		記載なし	休憩所	全域	<p>① 基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮した施設とする。</p> <p>② 施設の規模等 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとするが、休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、周辺の自然環境に調和したデザインとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。 (1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。） 前記3 園地②（1）と同様とする。 (2) 標識類</p>

					<p>前記3②(2)と同様とする。</p> <p>(3) 駐車場 前記3園地②(3)と同様とする。</p> <p>③ 管理運営方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を行い、周辺の清潔の維持に努めるものであること。</p>
スキー場	赤面山	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)によるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 自然環境の保全と利用者の安全に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>②スキー場事業施設 事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容台数等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものであること。</p> <p>(1) 滑降コース及びゲレンデ 安全性に配慮した必要最小限の規模とし、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。</p> <p>イ 規模及び幅員 滑降コースの幅は50m以下とし、安全性を考慮して適切に配置するものとする。</p> <p>ウ コース、ゲレンデ間の間隔 ゲレンデ、滑降コースの配置に当たっては、十</p>	スキー場	全域	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)によるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 自然環境の保全と利用者の安全に配慮した施設とする。</p> <p>②施設の規模等 事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容台数等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものであること。</p> <p>(1) 滑降コース及びゲレンデ 安全性に配慮した必要最小限の規模とし、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置であること。</p> <p>イ 規模及び幅員 滑降コースの幅は50m以下とし、安全性を考慮して適切に配置するものであること。</p> <p>ウ コース、ゲレンデ間の間隔 ゲレンデ、滑降コースの配置に当たっては、十</p>

		<p>分な施設間隔を保つものとする。</p> <p>エ 造成方法 原則として自然地形を生かしたものとする。</p> <p>オ 修景緑化方法 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の十分な処置を講じた上、岩盤である等緑化が不可能な場合を除き、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>(2) スキーリフト等 次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置するものとする。</p> <p>イ 規模 安全性に支障がない範囲で、支柱の高さをできる限り抑えたものとする。</p> <p>ウ 色彩 支柱の色彩は焦げ茶色とし、搬機の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩のものとする。なお、現在これと異なる色彩にあつては、塗り替え時等に統一を図るものとする。</p> <p>(3) 建築物 休憩所、従業員宿舎、食堂等の建築物は、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 規模 最高部の高さは 13m 以下とする。</p> <p>イ 屋根</p>		<p>分な施設間隔を保つものであること。</p> <p>エ 造成方法 原則として自然地形を生かしたものであること。</p> <p>オ 修景緑化方法 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の十分な処置を講じた上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものであること。</p> <p>(2) スキーリフト等 次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置するものであること。</p> <p>イ 規模 安全性に支障がない範囲で、支柱の高さをできる限り抑えたものであること。</p> <p>ウ 色彩 支柱の色彩は焦げ茶色とし、搬機の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩のものとする。</p> <p>(3) 建築物 休憩所、従業員宿舎、食堂等の建築物は、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ア 規模 最高部の高さは 13m 以下であること。</p> <p>イ 屋根</p>
--	--	---	--	--

		<p>(ア)原則として切妻、寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>(イ)勾配は10分の2以上とする。</p> <p>(ウ)色彩は原則としてコゲ茶色とする。</p> <p>ウ 壁面</p> <p>努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩はベージュ色、茶色、クリーム色、白色又は灰色とする。</p> <p>(4) 標識類</p> <p>スキー場全体として統一のとれたデザインとし、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ただし、利用者の安全確保のために設けられるものについてはこの限りでない。</p> <p>ア 木材を用い、色彩はコゲ茶色であること。</p> <p>イ 標識類には、商品名を掲出しないものであること。</p> <p>ウ 設置された標識類が汚損した場合には、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものとする。</p> <p>(6) その他の施設</p> <p>管理道路、駐車場を設ける場合には、風致上の支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模</p>			<p>(ア)原則として切妻、寄棟等の勾配屋根であること。</p> <p>(イ)勾配は10分の2以上であること。</p> <p>(ウ)色彩は原則として焦げ茶色であること。</p> <p>ウ 壁面</p> <p>木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩はベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>(4) 標識類</p> <p>スキー場全体として統一のとれたデザインとし、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ただし、利用者の安全確保のために設けられるものについてはこの限りでない。</p> <p>ア 原則として木材を用い、色彩は焦げ茶色であること。</p> <p>イ 商品名を掲出しないものであること。</p> <p>ウ 設置された標識類が汚損した場合には、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものであること。</p> <p>(5) ナイター施設</p> <p>ナイター施設を設ける場合には、野生動物の生息環境に影響を及ぼさないよう配慮したものであること。</p> <p>また、支柱の高さはできるだけ抑えるとともに、その色彩は焦げ茶色であること。</p> <p>(6) その他の施設</p> <p>管理道路、駐車場を設ける場合には、風致上の支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>で計画するものとする。</p> <p>③管理運営</p> <p>利用者の安全を十分に確保するための管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮したものとする。</p> <p>(1) スキー場内におけるパトロール体制及び医療救急体制を強化し、利用者の安全を確保するものとする。</p> <p>(2) スキー場内は、事業者により清掃を適切に行うものとする。</p> <p>④その他</p> <p>(1) スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものとする。</p> <p>ア ゴミの投げ捨てを防止すること。</p> <p>イ その他、利用の適正化に関すること。</p> <p>(2) 拡声器等の使用は、利用者の安全確保及び環境保全上の指導等必要最不可欠なものに留めるものとする。</p>			<p>で計画するものであること。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>利用者の安全を十分に確保するための管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮したものであること。</p> <p>(1) スキー場内におけるパトロール体制及び医療救急体制を強化し、利用者の安全を確保すること。</p> <p>(2) スキー場内は、事業者により清掃を適切に行うこと。</p> <p>④その他</p> <p>(1) スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものであること。</p> <p>ア ゴミの投げ捨てを防止すること。</p> <p>イ その他、利用の適正化に関すること。</p> <p>(2) 拡声器等の使用は、利用者の安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めること。</p>
	該当なし		駐車場	全域	<p>①規模</p> <p>必要最小限の規模とする。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所等を設置する場合には、周辺の風致景観に調和したものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、次の要件に適合したものであること。</p>

					<p>(1) 建築物</p> <p>ア 規模 最高部の高さは 13m 以下であること。</p> <p>イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟等の勾配屋根であること。 ただし、特殊な建築物を除く。 (イ) 勾配は 10 分の 2 以上であること。 (ウ) 色彩は原則として焦げ茶色であること。 ただし、銅板又は黒灰色の和瓦を用いる場合に あつてはこの限りでない</p> <p>ウ 壁面 自然材料を多用した重厚味のある落ちついた ものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合 の色彩はベージュ系色、茶系色、クリーム色、白 色又は灰色であること。</p> <p>③管理方法 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配 慮するものであること。</p>
		該当なし	一般自動 車道	山王峠八 丁湯線	1 道路（車道）と同様とする。
索道施設	赤面山	基本方針 自然環境の保全と安全性に配慮した整備を行うもの とする。	索道施設	鬼怒川温 泉丸山線	<p>①基本方針 自然環境の保全に配慮した施設とする。</p> <p>②施設の規模、色彩等</p> <p>(1) 索道 7 スキー場② (2) と同様とする。</p> <p>(2) 建築物 7 スキー場② (3) と同様とする。</p>

許可、届出取扱方針変更前後表

変更前	変更後
<p>工作物 (建築物)</p> <p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気を醸し出すよう留意する。 なお、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は黒又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。</p> <p>④ 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木はできる限り残したものとする。</p>	<p>工作物 (建築物)</p> <p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気を醸し出すよう留意する。 なお、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮する。</p> <p>②位置・規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要利用道路からできる限り後退したものであること。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は黒又は焦げ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、ベージュ系色、茶系色、クリーム色、白色又は灰色であること。</p> <p>④ 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は</p>

	<p>また、工事により裸地化した場所や建築物周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>⑤ その他</p> <p>(1) 敷地境界に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設置しなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いたものとする。</p> <p>ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設置しなければならない場合及び安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は③－(2)に準じたものとする。</p> <p>(2) 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。</p> <p>また、擁壁を用いる場合にあつては、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものとする。</p>		<p>できる限り残したものであること。</p> <p>また、工事により裸地化した場所や建築物周囲等については、3(2)2)の修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、必要に応じて修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤ その他</p> <p>(1) 敷地境界に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設置しなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いたものであること。</p> <p>ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設置しなければならない場合及び安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は③－(2)に準じたものとする。</p> <p>(2) 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮したものであること。</p> <p>また、擁壁を用いる場合にあつては、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。</p>
<p>工作物 (車道)</p>	<p>①基本方針</p> <p>安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。</p> <p>また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。</p> <p>②法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景緑化するものとする。</p>	<p>工作物 (車道)</p>	<p>①基本方針</p> <p>安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。</p> <p>また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮する。</p> <p>②法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、3(2)2)修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景緑化されるものであること。</p>

(2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。

(3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により明度を下げたものとする。

③残土処理方法

残土は原則として公園区域外に搬出し適切に処理するものとするが、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものとする。

- (1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。
- (2) 土砂が流出及び崩壊しないような措置が十分に講じられたものであること。
- (3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。

④修景緑化方法

- (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植すること。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うこと。
- (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うこと。

⑤附帯施設の取扱い

安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、

(2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等により明度を下げたものであること。

(3) モルタル吹き付け又は法枠工については、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により明度を下げたものであること。

③残土処理方法

残土は原則として公園区域外に搬出し適切に処理するものとするが、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものであること。

- (1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。
- (2) 土砂が流出及び崩壊しないような措置が十分に講じられたものであること。
- (3) 処理跡地は、3(2)2)修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。

④修景緑化方法

- (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植すること。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、3(2)2)修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。
- (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、3(2)2)修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。

⑤附帯施設の取扱い

安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、

	<p>附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものを設置するものとする。</p> <p>(1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル（ガードロープ）とし、ポールの色は焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部を焦げ茶色に塗装するか、又は全体が亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色については、原則として焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p>		<p>附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものであること。</p> <p>(1) 交通安全柵は、利用者の視線をなるべく遮らないものとし、原則としてポールの色を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたガードケーブル（ガードロープ）等であること。</p> <p>やむを得ずガードレール又はガードパイプを使用する場合には、全体を焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げとしたものであるか、ガードレールの谷側を焦げ茶色にしたものであること。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色については、原則として焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p>
<p>工作物 (電柱・鉄塔・アンテナ)</p>	<p>① 基本方針</p> <p>できる限り主要道路より離れた位置か、又は建築物の背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。</p> <p>なお、特別保護地区、第1種特別地域及びその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にするものとする。</p> <p>②規模、構造、色彩</p> <p>高さ、本数とも必要最小限であること。</p> <p>なお、電柱として木柱を使用しない場合には、その色彩は原則として焦げ茶色であること。</p> <p>また、鉄塔、アンテナは、原則として焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>③その他</p>	<p>工作物 (電柱・鉄塔・アンテナ)</p>	<p>① 基本方針</p> <p>主要道路よりできる限り離れた位置か、又は建築物の背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置する。</p> <p>なお、特別保護地区、第1種特別地域及びその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にする。</p> <p>②規模、構造、色彩</p> <p>高さ、本数とも必要最小限であること。</p> <p>電柱及びアンテナの高さは、原則として13m以下であること。</p> <p>なお、電柱として木柱を使用しない場合には、その色彩は原則として焦げ茶色であること。</p> <p>また、鉄塔、アンテナは、原則として焦げ茶色又は灰色とし、近接して設置する場合にはその統一を図り、背景が山岳等の場合は焦げ茶色、山稜線から突出する場合は灰色としたものを基本とすること。</p> <p>③その他</p>

	<p>(1) 電力柱と電話柱が並列する場合の電線は、原則として共架とする。</p> <p>(2) 電柱等への広告、看板類は、掲出しないものとする。</p>		<p>(1) 電力柱と電話柱が並列する場合の電線は、原則として共架したものであること。</p> <p>(2) 電柱等への広告、看板類は、掲出しないこと。</p>
<p>工作物 (自動販売機)</p>	<p>①基本方針 自動販売機は、原則として建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しない。</p> <p>②設置場所、色彩等 次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 設置場所は軒下で、かつ、建築物壁面と同一面に納まるものであること。 また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮すること。</p> <p>(2) 自動販売機の色彩は建築物と調和のとれたものとする。</p> <p>(3) 空き缶等の回収が適正に行われるものとする。</p>	<p>工作物 (自動販売機)</p>	<p>①基本方針 自動販売機は、原則として建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しない。</p> <p>②設置場所、色彩等 次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 設置場所は軒下で、かつ、建築物壁面と同一面に納まるものであること。 また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材の化粧板で覆う等、修景に配慮したものであること。</p> <p>(2) 自動販売機の色彩は建築物と調和のとれたものであること。</p> <p>(3) 空き缶等の回収が適正に行われるものであること。</p>
<p>該当なし</p>		<p>工作物 (砂防・治山施設)</p>	<p>①基本方針 主要な利用動線や展望地から展望する場合の著しい妨げにならないよう留意する。地形の改変及び支障木の伐採は必要最小限とし、植生による法面保護を推進する等、風致景観及び自然環境の保護に十分配慮する。</p> <p>②材料、色彩</p> <p>(1) 構造物は、可能な場合には木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した材料を用いたものであること。なお、コンクリートを用いる場合には、木材、自然石等による化粧張りや化粧型枠の使用、顔料の混入などにより風致景観に配慮すること。</p> <p>(2) モルタル吹き付け又は法枠工については、緑化を中心とした施工ができない場合にのみ用いるものとし、必要に応じて、顔料を混入する等により明度を下げたものであること。</p>

			<p>③残土処理方法</p> <p>1 (2) ③残土処理方法と同様とする。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>法面や工事に伴い裸地化した場所は、3 (2) 2) 修景緑化指針を参考に、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤その他</p> <p>工事用道路については、原則として一般の車両が利用することのないよう措置されるものであること。</p>
	該当なし	<p>工作物 (照明施設)</p>	<p>①基本方針</p> <p>自然公園内では夜間の暗い風景も重要な風致景観であることから、必要最小限の数及び期間とする。自然物のライトアップについては、日長変化や繁殖阻害等動植物の生態に対しての影響を与える可能性があることから、行わない。</p> <p>②設置場所、照明の色彩等</p> <p>(1) 夜間における利用者誘導や表示等の必要性が認められるものであること。</p> <p>(2) 光源が白色系(黄白色を含む。)のものであること。</p> <p>(3) 動光、点滅を伴うものでないこと。</p> <p>③その他</p> <p>温泉地において夜間に歩く利用の推進を図る場合には、地域の風致景観を損なわないよう計画されたものであること。</p>
木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>(1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「自然公園内における森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p>	木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>(1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「自然公園内における森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p>

	<p>(2) 野生生物の生息又は生育環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮する。</p>		<p>(2) 野生生物の生息又は生育環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮する。</p>
<p>広告物の設置、標記又は掲出</p>	<p>①基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立広告物）は設置しないものとする。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。</p> <p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。</p> <p>②設置場所</p> <p>(1) 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致上支障のない箇所を選定したものとする。</p> <p>(2) 建築物壁面に掲出する場合は、できる限り建築物下部に設置するものとする。</p> <p>③規模、材料、色彩、照明</p> <p>規模は極力抑え、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ただし、ガソリンスタンドの登録商標の広告物は、営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。</p> <p>(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。</p> <p>(3) 照明を用いる場合にあつては、原則として白色系のスポットライト等を使用した外部からの照明とする。</p>	<p>広告物の設置、標記又は掲出</p>	<p>①基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立広告物）は設置しない。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わない。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置する。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図る。</p> <p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図る。</p> <p>②設置場所</p> <p>(1) 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致上支障のない箇所を選定したものであること。</p> <p>(2) 建築物壁面に掲出する場合は、できる限り建築物下部に設置する。</p> <p>③規模、材料、色彩、照明</p> <p>規模は極力抑え、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ただし、ガソリンスタンドの登録商標の広告物は、営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。</p> <p>(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料であること。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色であること。</p> <p>(3) 照明を用いる場合にあつては、原則として白色系のスポットライト等を使用した外部からの照明であること。</p>

	<p>④その他</p> <p>設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導する。</p>		<p>④その他</p> <p>設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものであること。</p>
<p>植物の採取等又は動物の捕獲等</p>	<p>①基本方針</p> <p>自然の重要な構成要素である植物及び動物の適切な保護・管理が行われるよう、植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷については、私的及び趣味的な採取及び捕獲等を規制するものとする。</p> <p>②行為の目的、行為者の資格等</p> <p>行為の目的、行為者の資格、採取等及び捕獲等の対象及び方法については、次の要件に適合したものであること。</p> <p>なお、特別保護地区内において、帰化植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りではない。</p> <p>(1) 行為の目的について</p> <p>ア 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表されることになっているもの。</p> <p>イ 標本類の採取等及び捕獲等のみを目的とするものでなく、また、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保護されることになっているもの。</p> <p>ウ 過去の研究・調査又は文献・資料によって知り得ない事実を明らかにするもの。</p> <p>(2) 行為者の資格について</p> <p>ア 研究等の目的の場合は原則として、大学又は公的研究機関（以下「研究機関等」という）に所属する者又は公的機関か</p>	<p>植物の採取等又は動物の捕獲等</p>	<p>①基本方針</p> <p>自然の重要な構成要素である植物及び動物の適切な保護・管理が行われるよう、植物の採取又は損傷、動物の捕獲又は殺傷については、私的及び趣味的な採取等及び捕獲等を規制する。</p> <p>②行為の目的、行為者の資格等</p> <p>行為の目的、行為者の資格、採取等及び捕獲等の対象及び方法については、次の要件に適合したものであること。</p> <p>ただし、植生復元に資するため又は外来植物の除去のため等の保護管理行為として行われる植物の採取等はこの限りではない。</p> <p>(1) 行為の目的について</p> <p>ア 学術研究上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表されることになっているものであること。</p> <p>なお、採取等及び捕獲等により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているものであること。</p> <p>イ 標本類の採取等及び捕獲等のみを目的とするものでないこと。</p> <p>ウ 過去の研究・調査又は文献・資料によって知り得ない事実を明らかにするものであること。</p> <p>(2) 行為者の資格について</p> <p>ア 研究等の目的の場合は原則として、大学又は公的研究機関（以下「研究機関等」という）に所属する者又は公的機</p>

	<p>ら依頼を受けた者が、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。</p> <p>(ア) 申請に係る分野において、学術上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者</p> <p>(イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者</p> <p>イ これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。</p> <p>(3) 採取等及び捕獲等の対象及び方法について</p> <p>ア 採取等及び捕獲等により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>イ 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。</p> <p>ウ 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。</p>		<p>関から依頼を受けた者が、その機関の活動として行うものであること。次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する者が行うものである場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) 申請に係る分野において、学術上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者</p> <p>(イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者</p> <p>イ これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。</p> <p>(3) 採取等及び捕獲等の対象及び方法について</p> <p>ア 採取等及び捕獲等により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>イ 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。</p> <p>ウ 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。</p>
<p>車馬等の使用又は航空機の着陸</p>	<p>基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和 59 年 3 月 26 日環自保第 109 号) のほか、以下の取扱いによる。</p> <p>車馬等の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮する。</p>	<p>車馬等の使用又は航空機の着陸</p>	<p>基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和 59 年 3 月 26 日環自保第 109 号) のほか、以下の取扱いによる。</p> <p>車馬等の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮する。</p>